

一般社団法人 日本木質ペレット協会 定款

平成28年6月17日現在

一般社団法人日本木質ペレット協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本木質ペレット協会(英文名; JAPAN WOOD PELL
ET ASSOCIATION, 略称「JPA」、以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

(目的)

第3条 本会は、木質ペレット(以下「ペレット」という。)、ペレット製造設備及びペレ
ットを燃料とする燃焼機器(以下「ペレット燃焼機器」という。)産業の健全な発展を図り、
木質エネルギーの利用推進及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) ペレット、ペレット製造設備及びペレット燃焼機器等に関する調査研究
- (2) ペレット及びペレット燃焼機器等の規格に関する調査研究
- (3) ペレット及びペレット燃焼機器等の普及及び広報活動
- (4) ペレット、ペレット製造設備及びペレット燃焼機器等の生産、販売、消費に関
する調査統計
- (5) ペレットに関する施策の提言
- (6) 関連諸機関との連絡協調及び国際交流
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 社員及び会員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は、次の3種とする。そのうち、正会員は下記の正会員に掲げる業
務を営む法人、団体又は個人とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下
「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

- イ. ペレットの製造、輸入、又は販売
- ロ. ペレット製造設備の製造、輸入又は販売
- ハ. ペレット燃焼機器の製造、輸入又は販売

(2) 賛助会員

本会の目的に賛同する法人又は団体

(3) 個人会員

本会の目的に賛同する個人

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長へ提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人又は団体の正会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届出なければならない。

(入会金、会費及び負担金)

第7条 会員は、社員総会（以下「総会」という。）において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 本会は、事業を実施するにあたり必要あるときは、理事会の議決を得て、その実施に伴う経費（以下「負担金」という。）を徴収することができる。

(退会)

第8条 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第9条 本会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいてその会員を除名することができる。

(1) 定款又は規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、前条のほか、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。

(3) 会員が解散又は破産したとき。

(4) 会費及び負担金を、督促後なお一年以上納入しなかったとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第9条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対す

る権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

(届出)

第12条 会員は、その氏名又は名称、住所、会員代表者に変更があったときは、遅滞なく本会にその旨を届けなければならない。

第3章 総会

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(種類)

第14条 本会の総会は定時総会及び臨時総会の2種とする。

(権限)

第15条 総会は、一般法人法に規定する事項及び次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算並びに財産目録
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) その他本会の運営に関する事項

(開催)

第16条 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員数の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の規定による請求があったときは6週間以内に総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するには、会議の日時、場所、目的及びその内容を示した書面をもって、開催日の15日前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、前条第2項の規定により臨時

総会を開催したときは、出席正会員のうちから議長を選出する。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって決議し、又は他の正会員を代理人として決議を委任することができる。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び総会において選出された議事録署名人が記名捺印又は署名する。

第4章 役員等

(役員の種類及び定数)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とする。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、総会において、正会員（法人又は団体の場合にあつては、会員代表者とする。以下同じ。）のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては2名、監事にあつては1名を限度として、正会員以外の者を選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会において理事の互選により定める。

3 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員の職務)

第23条 理事は、次ぎに掲げる業務を行う。

- (1) 会長を代表理事とし、会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- (2) 副会長及び専務理事を業務執行理事とする。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (4) 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を掌理する。
- (5) 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

2 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の財産及び会計を監査すること。
- (2) 理事の業務の執行を監査すること。
- (3) 財産、会計又は業務の執行について不正な事実を発見したときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- (4) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3 任期の満了又は辞任により退任した役員は、第21条に掲げる役員数に満たない場合には後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第25条 役員は、総会の議決によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 本会の役員は、専務理事を除き、無報酬とする。ただし、本会の会務執行のための費用を弁償することができる。尚、専務理事の報酬については、別途会長が定める。

2 前項に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第27条 本会に、顧問2名以内を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

4 第24条第1項の規定は、顧問について準用する。

第5章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を決定する。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第30条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(議決の省略)

第31条 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思を表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものと見なす。ただし、監事が異義を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、会長及び監事がこれに署名又は記名捺印しなければならない。

(委員会の設置)

第33条 本会の事業の円滑な遂行を図るため、必要あるときは委員会を設けることができる。

2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第34条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本法人の設立時の財産目録に記載された財産
- (2) 第7条に定める入会金、会費及び負担金
- (3) 寄付金

- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他

(資産の管理)

第35条 本会の資産は会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。

(経費の支弁)

第36条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本会の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、理事会の承認を得て、毎事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に予算が成立しないときは、会長は理事会の承認を得て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

2 前項ただし書の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第38条 本会の事業報告書、収支決算書及び財産目録は、会長が毎事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時総会の議決を得なければならない。

2 本会は、法令の定るところにより、定時総会の終了後遅滞なく貸借対照表を公告するものとする。

(特別会計)

第39条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(剰余金の処分)

第40条 本会の収支決算に剰余金が生じたときは、総会の議決を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとし、分配することはできない。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、その総正会員の

3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

(解 散)

第43条 本会は、次の事項に該当するときは解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 正会員の欠亡
 - (3) 破産の手続き開始の決定
 - (4) 当団法人が消滅する合併
 - (5) 一般法人法第26条第1項又は第268条の規定による解散を命ずる裁判
- 2 前項第1号の規定に基づき本会が解散する場合は、総会において、総正会員総数の半数以上で、総正会員3分の2以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第44条 本会が解散の際に有する残余財産の処分については、総会の議決により、本会と類似の目的を有する公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第7章 事務局その他

(事務局)

第45条 本会に事務局を置き、職員の任免は会長が行う。

2 事務局の組織運営に関する必要な事項は、理事会が定める。

(備付け書類及び帳簿)

第46条 本会は、事務所に、次の各号に掲げる書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の氏名を記載した書類
- (4) 登記に関する書類
- (5) 総会及び理事会の議事に関する書類
- (6) 事業計画書及び予算書
- (7) 事業報告書及び計算書類等
- (8) 監査報告書
- (9) その他必要な書類及び帳簿

(公告)

第47条 本会の公告は、事務所の公衆の見やすい場所に掲載する方法による。

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、本会の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、本会の登記の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、本会設立の日から平成22年3月31日までとする。
- 3 本会の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

熊崎 実 茨城県牛久市栄町1丁目56番地108

後藤 英夫 北海道苫小牧市双葉町1丁目6番14号

田中 俊彦 京都府宇治市広野町宮谷95番地の9

西村 勝美 千葉県柏市柏3丁目8番17-507号

遠藤 保仁 岩手県盛岡市大通三丁目9番17-1003号

山本 丈実 山形県山形市双葉町二丁目11番7-1号

中島 浩一郎 岡山県真庭市勝山372番地1

吉村 一博 高知県須崎市西町2丁目6番21号

寺澤 茂通 長野県上伊那郡宮田村6195番地45

眞賀 幸八 埼玉県坂戸市大字塚越1091番地13

- 4 本会の設立代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

以上、一般社団法人日本木質ペレット協会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成21年11月5日

設立時社員 熊崎 実

設立時社員 後藤英夫

設立時社員 田中俊彦

設立時社員 西村勝美

設立時社員 遠藤保仁

設立時社員 吉村一博

設立時社員 山本丈実

設立時社員 中島浩一郎

設立時社員 寺澤茂通

設立時社員 眞賀幸八